



和歌山市公報

令和5年（2023年）3月1日
第1746号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目 次

【 規 則 】

番号		ページ
4	和歌山市補助金等交付規則の一部を改正する規則（財政課）	1
5	和歌山市危険物規制規則の一部を改正する規則（予防課）	2

【 告 示 】

85	令和5年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（資産税課）	2
86	身体障害者福祉法の規定による医師の指定（障害者支援課）	2
87	和歌山市指定金融機関及び和歌山市収納代理金融機関の指定（平成5年告示第6号）の一部改正（出納室）	3

【 選挙管理委員会告示 】

9	委員の直接解職請求に必要な選挙人の数（選挙管理委員会事務局）	3
---	--------------------------------	---

【 企業局告示 】

8	和歌山市企業局出納取扱金融機関及び和歌山市企業局収納取扱金融機関の指定（平成30年企業局告示第5号）の一部改正（企業総務課）	4
---	--	---

【 消防局訓令 】

1	和歌山市火災予防規程の一部を改正する規程（予防課）	4
2	和歌山市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程（消防総務課）	4
3	和歌山市消防局事務決裁規程の一部を改正する規程（消防総務課）	4
4	和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する等の規程（消防総務課）	5

【 規 則 】

和歌山市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第4号

和歌山市補助金等交付規則の一部を改正する規則

和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第21条中「別の様式を用いる必要があるものにあつては、別に定められた様式」を「必要がある場合においては、別に定められた取扱い」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年3月1日揭示済）

和歌山市危険物規制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 3 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 5 号

和歌山市危険物規制規則の一部を改正する規則

和歌山市危険物規制規則（平成 8 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「消防長又は所轄消防署長（以下「消防長等」という。）」及び「消防長等」を「消防長」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「消防長等」を「消防長」に改める。

第 4 条中「次に掲げる事項を変更」を「製造所等の位置、構造及び設備の軽微な変更（法第 1 0 条第 4 項の技術上の基準と関係が生じないこと又は保安上の問題を生じさせないことが明白なものを除く。）を」に、「当該変更」を「当該変更」に改め、同条各号を削る。

第 6 条第 2 項を削る。

第 1 3 条中「、所轄消防署長にした場合にあっては当該消防署長に」を削る。

第 2 8 条中「消防長等」を「消防長」に改める。

第 2 9 条中「第 1 号に掲げる書類にあっては消防長を、第 2 号に掲げる書類にあっては所轄消防署長」を「消防長」に改め、同条各号を削る。

別記様式第 2 号中「（和歌山市 消防署長）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市危険物規制規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる危険物の仮貯蔵若しくは仮取扱の承認又は製造所等の設置若しくは変更の許可若しくは完成検査（完成検査前検査を含む。）若しくは予防規程の認可の申請及び届出（以下この項において「申請等」という。）について適用し、同日前にされた申請等については、なお従前の例による。

（令和 5 年 3 月 1 日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第 8 5 号

令和 5 年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項及び第 3 項並びに和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 6 5 条の規定により、次のとおり関係者の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 縦覧期間
令和 5 年 4 月 3 日（月）から同年 5 月 3 1 日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 2 縦覧時間
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（木曜日は午後 7 時）
- 3 縦覧場所
和歌山市役所 2 階 資産税課窓口

（令和 5 年 3 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 8 6 号

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する医師を指定したので、和歌山市身

体障害者福祉法に関する規則（平成 1 5 年規則第 1 1 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
坂田好史	外科	小腸機能障害	済生会和歌山病院	十二番丁 4 5 番地	令和 5 年 3 月 1 日
伊東大輔	消化器外科	ぼうこう・直腸機能障害	日本赤十字社和歌山医療センター	小松原通 4 丁目 2 0 番地	令和 5 年 3 月 1 日
前島秀哉	消化器内科	肝機能障害	和歌山県立医科大学附属病院	紀三井寺 8 1 1 番地 1	令和 5 年 3 月 1 日
鈴木崇之	小児科	心臓機能障害	和歌山県立医科大学附属病院	紀三井寺 8 1 1 番地 1	令和 5 年 3 月 1 日
金井理紗	消化器外科・小児外科	直腸機能障害、小腸機能障害	日本赤十字社和歌山医療センター	小松原通 4 丁目 2 0 番地	令和 5 年 3 月 1 日

（令和 5 年 3 月 1 日掲示済）

和歌山市告示第 8 7 号

和歌山市指定金融機関及び和歌山市収納代理金融機関の指定（平成 5 年告示第 6 6 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

表中

株式会社南都銀行	和歌山支店	本店、支店及び出張所
三井住友信託銀行株式会社	和歌山支店	本店、支店及び出張所

を

「株式会社南都銀行 和歌山支店 本店、支店及び出張所」に改める。

（令和 5 年 3 月 1 日掲示済）

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和 5 年 3 月 1 日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 大西 勉 己

- 地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数 6, 1 0 0 人
- 地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 1 0 1, 6 5 9 人
- 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 5 0, 8 3 0 人

（令和 5 年 3 月 1 日掲示済）

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第8号

和歌山市企業局出納取扱金融機関及び和歌山市企業局収納取扱金融機関の指定（平成30年企業局告示第5号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

表中 「株式会社南都銀行
三井住友信託銀行株式会社」 を 「株式会社南都銀行」 に改める。

（令和5年3月1日揭示済）

【 消 防 局 訓 令 】

消防局訓令第1号

和歌山市火災予防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月1日

和歌山市消防局長 吉野 楠哉

和歌山市火災予防規程の一部を改正する規程

和歌山市火災予防規程（平成26年消防局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「火災予防上及び消火活動上」を削る。

別表第1中「和歌山市危険物規制規則（平成8年規則第8号）第29条第1号に規定する事業所において」を削る。

別記様式第16号及び別記様式第17号中「和歌山市消防局長」を「和歌山市消防長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月1日揭示済）

消防局訓令第2号

和歌山市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月1日

和歌山市消防局長 吉野 楠哉

和歌山市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市消防署の組織に関する規程（昭和41年消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中消防署、東消防署、北消防署予防班の項第11号中「の許可、認可及び規制並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月1日揭示済）

消防局訓令第3号

和歌山市消防局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月1日

和歌山市消防局長 吉 野 楠 哉

和歌山市消防局事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山市消防局事務決裁規程（平成 1 5 年消防局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 個別決裁事項の消防署に関する事項の表消防署の項中第 1 6 号を削る。

別表第 3 署長の項中「（分署長を置かない消防署については、副署長）」及び「（分署長を置かない消防署については、所管の班長）」を削る。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 5 年 3 月 1 日揭示済）

消防局訓令第 4 号

和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する等の規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日

和歌山市消防局長 吉 野 楠 哉

和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する等の規程

（和歌山市消防文書取扱規程の一部改正）

第 1 条 和歌山市消防文書取扱規程（平成 4 年消防局訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 3 条第 1 項第 5 号中「和歌山市個人情報保護条例（平成 1 2 年条例第 1 2 7 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第 2 1 条第 1 項、第 3 1 条第 1 項又は第 3 8 条第 1 項」を「同法第 8 2 条各項、第 9 3 条各項又は第 1 0 1 条各項」に改める。

（和歌山市消防長が管理する個人情報の保護に関する規程の廃止）

第 2 条 和歌山市消防長が管理する個人情報の保護に関する規程（平成 2 0 年消防局訓令第 6 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 5 年 3 月 1 日揭示済）